

「肘折温泉場コレラ病予防組合」のこと

明治 28 年、東北をコレラ病という災厄が襲いました。

この大蔵村では特に肘折と白須賀で流行し、肘折地区に「避病院(隔離病棟)」が置かれました。

当時の大竹源次郎村長が肘折の救援を指揮し、患者の看病や死者の火葬、汚物処理を率先して行い、赴任後 30 日で殉職しました。

明治 28 年の肘折は全戸で 36 戸。その中で 40 人もの死者を出したというので、当時の人々はどれだけ恐ろしかったことでしょう…。

そんな中での、大竹村長の決死の覚悟を目の当たりにした肘折民は団結、その遺志を継ぐ組合を発足しました。

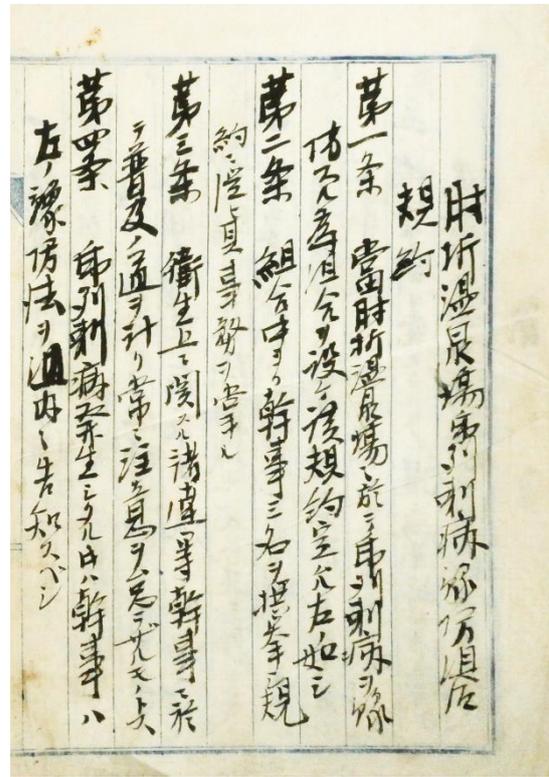
それが、「肘折温泉場コレラ病予防組合」です。

肘折歴史研究会が保管する組合規約には、詳細な対処法が記されています。また、組合員名簿は当時の全戸名簿なので父祖の名前があるかもしれません。

肘折温泉場虎列刺病予防組合

規約

- 第一条 当肘折温泉場に於て、コレラ病を予防する為、組合を設け、諸規約定る左の如し
- 第二条 組合中より幹事三名を選挙し、規約に従いその事務を掌る
- 第三条 衛生上に関する諸達し等、幹事に於て普及の通を計り、常に注意を怠らざるものとす
- 第七条 毎年一回大消毒清潔法を施行し、悪疫を未萌に予防するものとす
- 第十三条 組合内に於いて、患者発生したるときは、幹事は直ちに浴場に入浴を禁するの標榜を貼付し、湯替を為し、消毒を施行したる後にあらざれば入浴するを許さず
- 第十七条 組合の費用を以て消毒薬若干を備え置くものとす
- 第十八条 本規約九条に背きたるもの及び客人のコレラ病に罹りたるものを、急に他へ輸送したるものは違約の過怠として十日以上患者の看病人となし、第十条乃至第十二条に背きたるもの、または入浴禁止の標榜ある浴場に入浴したるものは三円以上 式拾円以下の違約金を徴収す (間略 全二十条)



以下、組合員名簿

